

劉更辰替口座:00130-9-101803 加入者名:バブ連ヤスクニ委員会 〒115-0045 北区赤羽2-64-15-201 東京北キリスト教会気付

「政教分離・信教の自由」を求め続けて ~那覇「孔子廟」最高裁違憲判決などについて~

平良仁志 (委員長、堺キリスト教会)

コロナ状況の裏側で、信教の自由をはじめとする諸人権や平和を脅かすことに繋がるような動きが続いています。当委員会として既に昨年指摘した、コロナ「緊急事態宣言」にかこつけた「緊急事態条項」改憲の動き(『ヤスクニ通信No.14』参照)、「ご進講」を含む皇室キャンペーン(『ヤスクニ通信No.15』参照)等に加え、

「思想良心の自由」や「表現の自由」を侵す「国旗損壊罪」の制定(本誌掲載の浦瀬論稿参照)、教育現場における「GIGA スクール構想」問題(本誌掲載の藤田論稿参照)、学術会議委員任命拒否問題、「明治の日」制定、軍事費増強、森元首相発言及び今後のオリンピック問題(君が代日の丸の強制強化等)、沖縄辺野古基地密約問題(日本バプテスト連盟憲法改悪を許さない私たちの共同アクション「辺野古新基地自衛隊離島防衛部隊常駐の密約に関する抗議声明」2021/2/22 参照)等々、いずれも目を離せない危険な動きです。

その中にあって、2月24日、多少の違和感はありますが、信教の自由・政教分離に関して一定の評価のできる判決が出ました。那覇市「孔子廟訴訟」に対する最高裁大法廷の違憲判決です。25、26日の全国紙地方紙を問わず多くの新聞の社説等でも取り上げられた中で、わかりやすく、2月25日付の毎日新聞と沖縄タイムス、2月26日付の朝日新聞の社説はほぼ同意できます(6頁の「委員会声明」の中に引用)。

これに対して産経新聞は「那覇の孔子廟判決 『違憲』の独り歩きは避けよ」と題して「政教 分離の厳格な適用は好ましくない。たとえば、 地域社会に伝わる文化、行事は伝統的な宗教と 密接な関係にある。(中略)首相ら公人の靖国神 社参拝や真榊(まさかき)奉納に『政教分離』 を持ち出す愚も避けるべきだ」(2/25 主張)と、 警戒と困惑の様子が伺われます。

「多少の違和感」と敢えて前述したのは、原告らが「日本会議」等とも関係のある団体といわれ、主任弁護士はかつて「安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟」で靖国側の弁護士であった人で、狙いや意図が今一つよくわからないからです。そのような背景を考慮すると手放しでは喜べない点や複雑な思いもありますが、最高裁の判決そのものは評価でき、今後の政教分離違憲訴訟などで生かしていければと思います。更に検討を加え、近く、当委員会として正式な声明を発表する予定にしていますので、ご意見などをお寄せ下さい。

おわりに、裁判といえば、「天皇代替わり」 (2019年)の際の「即位・大嘗祭違憲訴訟」(東京)、「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」、また各地の「戦争法(安保保障関連法)違憲訴訟」(全国)等も、現在進行中ですので、お祈りに覚え、ご支援下さいますようにお願い致します。

国旗損壊罪制定の動きについて強く反対の意思を持つべきだ

浦瀬佑司 (協力委員、札幌バプテスト教会)

2021 年になり、自民党の日本会議所属議員 が中心となって、急に「国旗損壊罪」の制定の 動き(刑法改正の動き)が出てきている。その中 心的人物の 1 人である高市早苗衆議院議員の 2021年1月27日付コラムでは、次のような文 が記されている。「日本の『刑法』では、下記の 通り、第92条で『外国の国旗損壊等』は刑罰 の対象とされている一方、『日本の国旗損壊等』 については何の規定もありません。」とし、「私 は、日本の国旗であれ、外国の国旗であれ、損 壊等の行為は、『国旗が象徴する国家の存立基 盤・国家作用を損なうもの』であり、『国旗に対 して多くの国民が抱く尊重の念を害するもの』 だと考えます。いずれの国旗も、平等に、尊重 して扱われるべきです。よって、2010年(平成 22年) 12月に、外国国旗損壊等と全く同等の 刑罰を盛り込んだ日本国旗損壊等の罪を新設 する『刑法の一部を改正する法律案』を起草し ました。」として、「日本国に対して侮辱を加え る目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損し た者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰 金に処すること」との案を掲げている。この改 定案を見ると、損壊の対象となる「国旗」につ いては何の定義もないことが明らかです。勿論 彼らの考えている「国旗」が、1999 年法律第 127号 「国旗及び国歌に関する法律」第1条に 定める「日章旗」を指すものであることは明白 でしょう。とすると、所有権がどこにあるかは 問わずに罰則を適用しようとするのでしょう か。

すでに見たように、高市氏の言葉では、国旗

の損壊は、「国旗が象徴する国家の存立基盤・国 家作用を損なうもの | と断定をし、処罰すべき との論理を構成しています。これに対して札幌 弁護士会所属の猪野弁護士は、「他人の所有す る国旗であれば器物損壊罪などで対処できる にもかかわらず、あえて新設する必要性もあり ません。また、自己の所有物に対しても罰則を 設けるのであれば、「思想良心の自由」や「表現 の自由」などを保障する憲法に違反するものと 考えられます。日の丸を損壊する行為を処罰す るというのは、国民一人ひとりよりも国家を上 に置く発想であり、全体主義的と言わざるをえ ません。」と問題点を指摘しています。つまり、 公共施設に掲げられている「日章旗」や他人の 家に掲げてある日章旗のみならず、自分の持っ ている日章旗を破ったり汚したりしても、場合 によっては罪に問うという事が規定されるの です。他人のものを壊した場合には、すでに「器 物損壊罪」という罪が定められている(刑法261 条)にもかかわらず、改めて「国旗損壊罪」を定 めようとするところには、猪野弁護士が指摘す るように、「国家主義」的な発想がその根底にあ り、主権在民の思想とは相容れないものであり、 「思想良心の自由 | や「表現の自由 | を認めな いという思想が強く影響していると言うべき です。

過去の国旗に関する政府答弁を確認すると、 1989年の答弁書においては「我が国の国旗等 に対する同様の行為(注外国国旗毀損罪のこ と)については、これを処罰する規定がなく、刑 法制定当時における具体的な論議は必ずしも 明らかではないが、これは、国家の威信の保護 の在り方として刑罰をもって強制することが 適当かという根本的な問題があることのほか、 他人の所有する国旗等の損壊等については刑 法第261条(器物損壊罪)が適用されることな ども考慮されているものと考えられ、御指摘の ような認識によるものではないと考えられる。 また、政府としては法制化に当たり、国旗の損 壊等を新たに刑罰の対象とすることは考えて いない」としていることが確認できます。また、 国旗国歌法審査時における 1998 年の答弁書に おいては、「今回の法制化の趣旨は、長年の慣行 により、それぞれ国旗及び国歌として国民の間 に広く定着している日章旗及び君が代につい て、その根拠を成文法で明確に規定するもので あり、本法律において、国旗の掲揚等に関し義 務付けを行うような規定は盛り込んでいない。 なお、学校教育における国旗及び国歌の取扱い についてはこれまでも述べたとおりであり、政 府としては、現行の運用に変更が生ずることと はならないと考えている。| としているにも拘 わらず、現在、国旗国歌について教育現場にお ける強制が進められていることから見られる とおり、個人が自己所有の日章旗について破損 や汚染などが生じた場合に、国旗損壊罪が適用 される可能性がないとは言えないことが予測 されます。

つまり、自民党政権は、既成事実を作り上げた後は、政府答弁や過去の経緯を無視し、個人の権利や意思を顧みることなく一定の方向へと権力的に物事を進める政策を進める実態にあるといえるでしょう。

勿論このことは、1人自民党政権に限られる ことではなく、権力の陥りやすい傾向であるこ とに留意すべきです。過去の日本の政権が歩ん できた道を考えると、将来的に基本的人権に対して制限を掛ける方向に向かう可能性が強い 同罪の制定に対しては、強く反対すべきものと 思われます。

【新聞記事から】

■国旗損壊罪の提出容認

自民党の一部保守系議員でつくる「保守団結の会」に所属する高市早苗元総務相らは26日、下村博文政調会長と面会し、日本を侮辱する目的で日本国旗を傷つける行為を罰する「国旗損壊罪」を新たに盛り込んだ刑法改正案を、今国会に議員立法で提出するよう要請した。下村氏は27日の記者会見で提出を容認する考えを示した。下村氏は、刑法に他国の国旗を損壊した場合、罰則を科す規定があるが日本国旗にはないと指摘したうえで、「バランスを欠いている」と述べた。改正案は日本の国旗を損壊するなどした場合、2年以下の懲役か20万円以下の罰金を科すとしている。(朝日20210128)

■「国旗損壊罪」がとことんダメな理由 法案に自民保守からも異論

時まさにコロナ禍である。ここで自民党の右派議員た ちが繰り出そうとしているのが、刑法の改正により、日本 国旗を侮辱目的で破くことなどを罰する「国旗損壊罪」の 新設であった。「え、今……?」と絶句したのは記者だけ ではあるまい。同じ自民党の参院議員、西田昌司さん(62) や民族派団体「一水会」代表の木村三浩さん(64)も首を ひねっている。…なぜ必要なのか? 刑法は92条で「外 国国章損壊罪」を定めている。それなのに日本国旗の損壊 罪はない。米国やフランス、ドイツ、イタリア、中国など には自国国旗の損壊罪があり、これは独立国として当然 である。ゆえに日本でも国旗損壊罪を作ろう――という ことだ。思わずうなずきたくなるが、日弁連の憲法問題対 策本部で副本部長を務める伊藤真弁護士は「果たしてそ うでしょうか。もっともらしい理由ですが、この考えには いくつもの矛盾や問題点が潜んでいます」と苦い顔で首 を振る。伊藤さんは資格試験指導校「伊藤塾」の塾長とし て、法曹界志望者にはおなじみだ。「まず『外国でもやっ ているから日本でも』ということですが、米国では確かに 連邦法や州法で国旗である星条旗の尊重を課し、冒とく 行為を禁じる法律がありますが、例えば連邦法の『国旗保 護法』に対しては、米連邦最高裁が1990年に『表現の自 由』を保障した合衆国憲法修正第1条に反するとして違 憲判決を出して以降、この法律は事実上無効となってい ます」。米最高裁の判断は、「象徴的言論の自由」を侵して はならない、という考えに基づいているという。

(毎日 20210202)

GIGA スクール構想と「神」

藤田直彦(委員、恵泉バプテスト教会)

昨年からのコロナ禍は、教育めぐる状況に大きな変化を与えた。児童生徒に一人一台ずつのタブレット端末を貸与し、すべての学校の高速無線ランシステムを整えるという「GIGAスクール構想」が前倒しとなり、今年度中の整備が進んでいる。1月26日には、中央審議会初等中等教育分科会が、ICT (Information and Communication Technology)を基盤とする日本型学校教育を「令和の日本型学校教育」とする答申が出された。

GIGA スクール構想の理念とは、「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に、個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」ということで、現代を「society5.0 社会」と呼ぶ。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会とする。

Society 5.0 時代に求められる能力は、飛躍的な知の発見・創造など社会を牽引する能力と読解力、計算力や基礎的な学力であり、望まれる社会的変革は、人間一人一人の活動に関するデータ(リアルデータ)活用による革新的サービスとビックデータ、人工知能 AI の発達による新しいビジネスの拡大。この時代の労働環境の変革は、AI とロボットが単純労働を中心に担い、人間は創造性、協調性が必要な業務や非定型な業務を担うようになる。一方で子ども達は多様化していて、他の子供たちとの学習が困難な子、ASD、LD などの発達障害の子、日本語教育が必要な子、特異な才能をもつなどの子に

対応する教育が求められるとされている。

しかしながら、現場では様々な不安が聞こえてくる。

①パソコンの管理はどのようにするのか。② 壊れたらどうするのか。③中学生がカメラを使っていたずらをするのではないか。④YouTube などを準備する時間が確保されるのか。⑤また研修が増えるのではないか。⑥児童生徒一人一人に対応するためには、専門のサポーターを各校に配置しないと無理ではないか。⑦家庭とのネットワークを考えた時、家庭環境によっては難しい場合もあるのではないか。等々。12月にタブレットを配布された受験を控えた中学3年生の保護者は、「なぜ、今?」と、教委に苦情を寄せた。

今の学校の中に、新しいことを受け入れる余裕は本当になくなっている。超過勤務手当なしの残業が過労死レベルを大きく超える状況を敬遠して、採用試験倍率は過去最低を更新している。「定額働かせ放題」の「給特法」を強化する「一年単位の変形労働制」が国会を通り、自治体が採用を始めている。

そのような不安以上に深く考えなくてはいけないことがある。一つは、この流れの出どころが経済界であるという点だ。経産省「未来の教室ビジョン」(2019年6月)においてEd Tech という言葉が使われた。Education(教育)と Technology(情報通信技術)を組み合わせた言葉である。この言葉が教育産業から利益を得ようとする人たちを引き付け、世界中で爆発的に広がっている。コロナ禍で使われるようになった多くのプログラムは、初めの年は無料で

もその後有料になっていくという。「教育の民 営化」が一気に広がっている。

もう一つは、「学び」の質が新しい時代の労働力確保という視点で議論されている点だ。2045年問題(AI が人間の知能を超えて、AI が自らAI を生み出すシンギュラリティが起きるとされている)で脅しをかけつつ、プログラミング教育を必修とした文科省は、「誰一人取り残すことなく」という言葉を使いながら、「多様化」「公正」「個別最適化」という言葉を掲げている。かつての教育改革国民会議の江崎玲於奈座長が、「就学時に遺伝子検査をして、できる子にはそれなりの教育をして、できない子にはそれなりの教育をして、できない子にはそれなりの教育をすればいいんだ。」(現代思想2001年6月)と言ったことが思い出される。

総務府の発表した「ムーンショット計画」では、2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現するという。 AI という人間の知能を超えた新たな「神」が出現しているようである。この「神」をコントロールして富を得ようとする者と、労働力として「個別最適化」される人々が生み出される。一方で、「個別最適化」された人々を統合するための「装置としての神」が更に求められる。

今国会に自民党は、2012年に廃案になった「国旗損壊罪」を再び提出すると報じられた。2000年の「国旗国歌法」では、文科大臣が「強制はしない」と明言したが、2003年の10・23通達とそれに基づく校長の職務命令違反などで処分された東京都公立学校教員は延べ484名となっている。最高裁判決は、起立斉唱を命じる校長の職務命令が、「思想の自由」の「間接的制約」であることを認め、戒告より重い処分の取り消しを勝ち取ってきた。しかし、都教委は戒告より重い処分が取り消された教員に、行

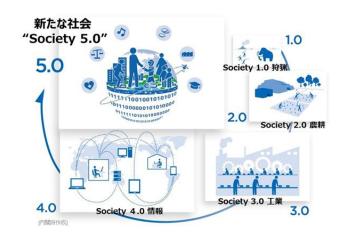
き過ぎたとされた処分について謝罪すること もなく、新たに戒告処分を科している。

2019年4月23日には、武蔵陵昭和天皇陵に 親謁の儀に向かう天皇皇后を出迎えるために、 八王子市立小学校の児童が動員され、日の丸を 振らされた。コロナ禍の都立学校の卒業式では、 コロナ対策のため歌わないと決めたにもかか わらず、「国歌」は起立斉唱となった。2021年 の区立小学校においても、実際は歌わないが式 次第に「国歌斉唱」と記載するようにとの指示 が区教委から出ている。今後の動きに注視した い。

(注) Society 5.0 とは

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実 空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展 と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



(内閣府 HP より)

那覇「孔子廟」使用料免除最高裁大法廷違憲判決についての声明

那覇市の管理する公園内に、儒教の祖である孔子等を祀った廟(以下「孔子廟」という。)の設置を許可し、敷地の使用料の全額を免除した那覇市長の行為が、政教分離原則に違反して無効であり、市が孔子廟所有者(一般社団法人「久米崇聖会」)に対し公園使用料を請求しなかったことは、違法に財産の管理を怠るものであることが争われた住民訴訟において、2月24日最高裁大法廷は、上記使用料の免除が憲法20条3項の禁止する宗教活動に当たるとして、政教分離原則に違反する旨判示した。

この最高裁判決は、孔子廟が孔子の霊を迎えて送り返す「釋奠祭禮」(せきてんさいれい)を挙行する宗教施設であることを明確に認定した点、目的効果基準という形式的基準に拘泥することなく、信教の自由の保障の確保という政教分離原則の制度の根本目的にさかのぼって違憲判断を行っている点、自治体等が宗教施設について観光資源であること等を理由に、安易に財政支援を容認する風潮に警鐘を鳴らす効果を有する点から評価に値する。一方、上記判断過程において、宗教的マイノリティーではなく、「一般人」、「社会通念」、日本の「社会的・文化的諸条件」等のマジョリティーを基準とする要素を用いている点で、信教の自由の本質を見誤っているものであって、この点は糾されるべきであると考える。

この件に関する下記の新聞社説にも私たちは概ね同意し、各地で提訴され係争中である訴訟において、「信教の自由・政教分離」原則に厳格に基づいた判断がなされることを求める。

「かつて国家神道を精神的支柱にして戦争への道を突き進んだ。政教分離の原則は、多大な犠牲をもたらした 戦前の深い反省に立脚し、つくられた。| (沖縄タイムス 2/25)。「政教分離は、国や自治体が宗教と結びつかない ことを指す。憲法20条は国による宗教的な活動を、89条は宗教団体に公の財産を提供することを禁止している。 判決は、市が土地使用料を全額免除しているのは、特定の宗教を優遇しており、宗教的活動に当たると認定した。 政治と宗教の関わりについて、厳格な判断をしたと言える。(中略)憲法の政教分離の規定は、戦前に国家と神道 が結びついて軍国主義に利用され、戦争に突き進んだ反省に基づいて設けられた。判決は、神道に限らず宗教性 が認められれば、憲法に抵触しかねないとの考えを示している。公有地に建つ戦争や災害の慰霊施設が、宗教性 を帯びているケースも少なくない」(毎日新聞 2/25)。「憲法は『国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしては ならない』と定める。目的は、国家と宗教の分離を制度として保障し、一人ひとりの信教の自由を守ることにある とされる。政府や自治体が宗教性のある施設などに対し、安易に便宜や恩恵を与えるのは、厳に慎まなければな らない。判決はこの基本姿勢を明確に打ち出したものであり、評価したい。(中略)政教分離が憲法に規定された 背景には、戦前の日本が神道を事実上の国教として優遇・利用したことへの反省がある。信仰の強要や他宗教の 弾圧が繰り返され、ついに敗戦に至った。こうした歴史から、神社や神道との関係が問われる事例が多かったが、 他の宗教的活動にも同様のけじめが求められるのは言うまでもない。(中略)現職閣僚らによる靖国神社への参拝 など、国家と宗教の関係に疑義を抱かせる行いは後を絶たない。靖国というと近隣諸国への配慮から語られるこ とが多いが、問題の根本には多くの犠牲のうえに手にした憲法上の要請がある。今回の判決を機に、政教分離原 則の意義を改めて胸に刻む必要がある」(朝日新聞 2/26)。

おわりに、当委員会は「私達は信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目を注ぎ、そのために祈り、神のみむねに反しない限りこれに従う」(日本バプテスト連盟信仰宣言)バプテストとして、現在進行中の「即位・大嘗祭違憲訴訟」(東京)、「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」、また各地の「戦争法(安保保障関連法)違憲訴訟」(全国)等を含め、「平和をつくり出す人たちは幸いである」(マタイ5:9)との主イエスの教えに従い、平和と諸人権の基盤でもある「信教の自由・政教分離」を確立すべく、今後も取り組んでいく。

2021年3月11日 日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会